

2024年8月8日

事務局

設備技術規格評価委員会 幹事について

一般社団法人 日本溶接協会 細則第37条第2項および設備技術規格評価委員会規則第5条第3項にもとづき、委員長により幹事を指名していただきます。

幹事の業務は委員長および副委員長の補佐となりますが、民間規格等の評価に係る審議においては、幹事と他の委員との間に一切の差異はありませんので、それらの業務とは別の委員会に関連する業務について、必要に応じて補佐していただくものです。

以上